

秦野市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金に係るQ & A

秦野市保育こども園課

- 1 補助金について
- 2 宿舎(対象施設)について
- 3 対象となる保育士等について
- 4 事務手続き等について

1 補助金について

Q 1 - 1

補助金対象期間等について

- ・ 本事業は単年度の事業です。利用には毎年度申請が必要になります。
- ・ 補助対象となる期間は1か月単位です。
- ・ 各月1日時点で、①宿舎を事業者が借り上げ、②条件を満たした保育士等が入居していることが条件となります。

Q 1 - 2

敷金、礼金、更新料は補助対象となるか。

対象外のため、補助金の申請はできません。

Q 1 - 3

宿舎の敷地内にある駐車場代や駐輪場代は補助対象となるか。

対象外のため、補助金の申請はできません。

Q 1 - 4

介護休暇等お休みの期間、法人負担分を保育士等に負担させてもいいか。

できません。必ず法人が1/4を負担する事業なので、もしその期間負担させる場合は、補助対象外となります。

Q 1 - 5

保育士等本人が、一部家賃を支払っている場合はどうか。

家賃の一部を保育士本人が負担している場合は、家賃から本人負担分を除いた金額が補助対象となります。※1,000円未満は切り捨てるものとします。

(例1)

家賃 80,000円

本人負担 10,000円

補助対象 70,000円

補助対象は70,000円ですが、上限が55,000円となりますので、助成金額は55,000円の3/4となります。

(例2)

家賃 60,000円

本人負担 20,000円

補助対象 40,000円

補助対象は40,000円なので、助成金額は40,000円の3/4となります。

Q 1 - 6

5/1付採用の保育士等で、4/1に入居した場合、4月分は補助の対象となるか。

- ・4月中は常勤保育士等として雇用していないため、4月分の賃借料等は助成の対象にはなりません。
- ・当該補助制度は、①宿舎を事業者が借り上げ、②条件を満たした保育士等が入居してからの、助成の対象となります。

Q 1 - 7

年度途中で、退職もしくは宿舎を出る場合はどうなるのか。

その段階で、補助は打ち切りとなります。(月途中の退職または退去の場合は、前月までの補助となります。)

Q 1 - 8

保育士等の入居日が、月途中だった場合の補助金はどうか。

本事業の補助対象期間は月単位となります。保育士等が月途中に入居する場合は、該当月の翌月より補助対象となります。

Q 1 - 9

日割り計算はできるのか。

できません。

Q 1 - 1 0

フリーレントの場合はどうなるのか。

- ・フリーレントの該当期間は補助対象になりません。ただし、フリーレントの対象が賃料のみの場合は、共益費（管理費）は補助対象になります。
- ・フリーレントが月途中までの場合、その翌月から対象になります。

Q 1 - 1 1

補助金の支払時期について

補助金の支払いは、年度末の実績報告に基づき支払います。

Q 1 - 1 2

この事業は、来年度以降も継続するのか。

本事業は、国や県の補助を見込んで秦野市として実施しています。そのため、国や県の状況によって事業の縮小又は廃止することがあります。

2 宿舎(対象施設)について

Q 2 - 1

年度途中で、別宿舎に転居する場合はどうなるのか。

対象となりますが、月途中での転居等で、月内に2戸以上の補助対象施設に居住する場合は、旧物件で算出した補助金額と新物件で算出した補助金額の合計の上限は、国の要綱で定める上限額（令和7年度では55,000円）となります。

Q 2 - 2

市外の物件は対象になるのか。

対象になりません。市内の物件が対象です。

Q 2 - 3

職員が個人契約している物件を法人名義にした場合、対象になるのか。

- ・法人名義に変更し、名義変更後の賃借料等を法人が支出した場合、対象になります。
- ・なお、名義変更が可能かどうかについては、貸主にご相談ください。

Q 2 - 4

シェアハウスなど複数人で居住していた場合、補助はどのようになるのか。

対象となりません。独身で単身世帯の方が対象となります。

Q 2 - 5

貸主が、補助対象保育士等の家族であってもよいのか。

貸主が、補助対象保育士等の配偶者（事実婚含む）、または、3親等以内の親族である場合、対象外となります。

Q 2 - 6

宿舎は1棟全て借りなければならないのか。

1戸でも問題ありません。法人と貸主での契約をしていれば対象となります。

3 対象となる保育士等について

Q 3 - 1

補助対象者の人数に制限はあるか。

現行では、人数制限は設けていません。

Q 3 - 2

事業者が、雇用する保育士等へ住居手当を支給している場合はどうか。

補助対象期間において、保育士本人へ住居手当が支給されていないことが補助対象保育士の条件です。

Q 3 - 3

保育所を運営する事業者採用されて11年目になる保育士等が、同じ事業者が運営する他の園に異動して1年目という場合、対象になるのか。

- ・ 補助対象となる保育士等は、事業者採用されてから10年目の会計年度末までの保育士等となります。
- ・ 同事業者に採用されて11年目になる方は、異動して、新たな保育所では1年目であっても本事業の対象外となります。

Q 3 - 4

常勤であれば、パートでも良いのか。また、施設長でもいいのか。

- ・ 月 120 時間以上保育に従事していれば、雇用形態は問いません。
- ・ 施設長や副園長等は対象外です。

Q 3 - 5

現在採用 11 年目の保育士資格を所有していない職員がいる。保育士資格を取得したら、対象となるのか。

常勤保育士等として新たに雇用されることになれば、補助対象となります。

Q 3 - 6

休職中は対象となるか。

常勤保育士として雇用契約が継続されている場合は、対象となります。

Q 3 - 7

看護師や栄養士、事務担当者は対象となるか。

対象になりません。保育士資格を保持していても、保育士等（保育士及び保育教諭）以外の職で雇用されている方は対象外です。

Q 3 - 8

単身者でないといけないのか。

単身者のみ対象となります。

4 事務手続き等について

Q 4 - 1

補助金交付までの事務手続きはどうか。

主なスケジュールは、以下のとおりです。

- | | | |
|-------|----------|-----------|
| 9月中旬 | 交付申請依頼 | (市 ⇒ 事業者) |
| 10月上旬 | 交付申請締め切り | (事業者 ⇒ 市) |
| 11月上旬 | 交付金額決定通知 | (市 ⇒ 事業者) |
| 3月下旬 | 実績報告提出依頼 | (市 ⇒ 事業者) |
| 4月上旬 | 実績報告提出 | (事業者 ⇒ 市) |
| 4月下旬 | 補助金額確定通知 | (市 ⇒ 事業者) |
| 5月下旬 | 補助金支払い | |

※交付申請締め切り後、新たに対象者が増えた場合は、その分を追加して実績報告書類の提出が可能です。

Q 4 - 2

年度途中で賃貸借契約が終了する場合の申請について。

年度途中で賃貸借契約が終了する場合、申請時点で契約を更新予定であれば、契約更新見込みとして3月31日までの申請が可能です。

Q 4 - 3

令和7年度に、他市の別事業所で宿舍借り上げ支援を使っていたが、対象となるのか。

国の制度変更に伴い、他自治体を含めて、令和7年度以降の利用は1人1回までとなるため、対象となりません。ただし、令和6年度以前に利用（令和7年度は利用していないこと）していた場合は対象となります。

Q 4 - 4

令和7年度以降に同一法人、他市で宿舍を使っていて、人事異動で秦野市に来た場合、使えないのか。

他自治体を含めて、令和7年度以降の利用は1人1回までですが、同一事業者（グループ会社は不可）の人事異動の場合は対象とします。ただし、採用年は引き継ぎます。

※本市で利用後に、異動先で制度を利用できるかどうかは自治体によって異なります。必ず異動先の自治体に確認してください。

Q 4 - 5

単年度契約の保育士等はどうなりますか。

同一法人で継続して雇用されるのであれば、継続扱いになります。ただし、申請が一度でも途切れた場合、再度の申請はできません。(R8 で利用→R9 は申請しなかった場合→R10 の申請は不可)

※継続して雇用される場合、単年度契約であっても採用年は引き継がれます。

Q 4 - 6

継続して入居する場合でも補助金の申請は必要か。

申請は年度ごとに行いますので、令和8年度に補助を受けていて変更がない場合でも、令和9年度以降も同様に申請してください。なお、実績報告についても年度ごとに提出していただきます。